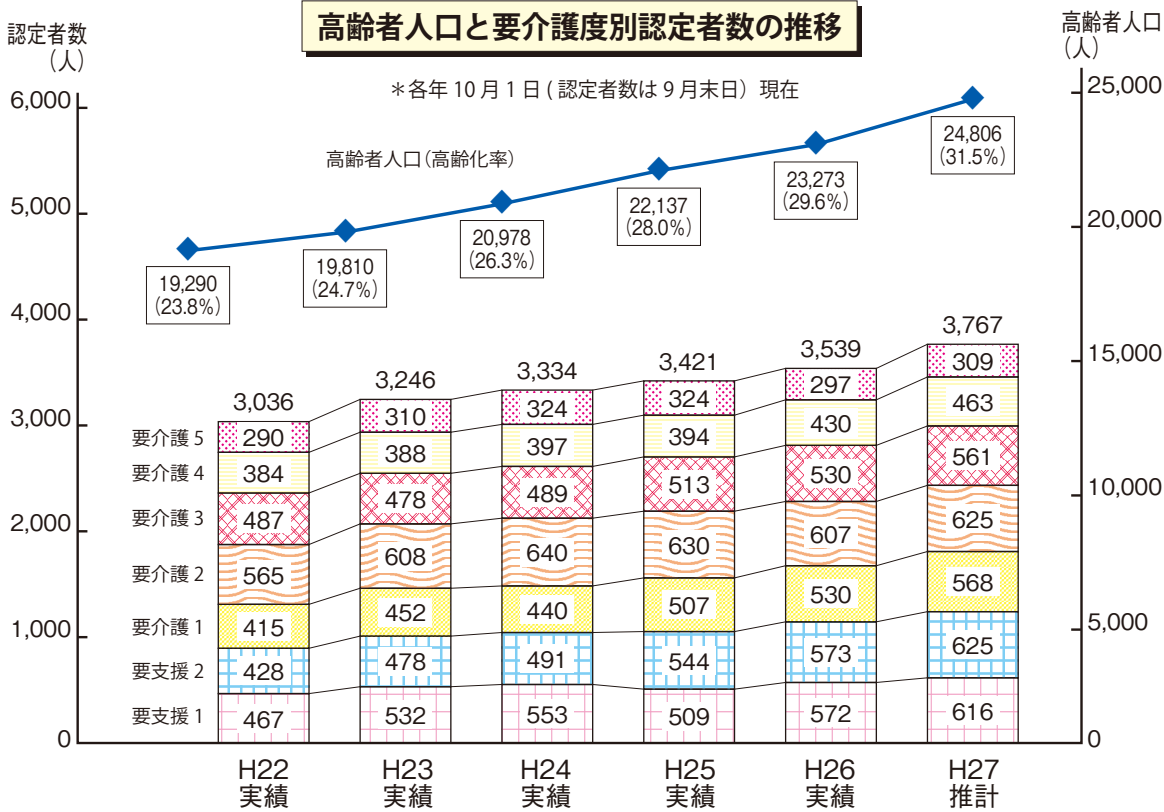




発行 城陽市
編集 高齢介護課

お問い合わせは 高齢介護課 (〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16・17 ☎56-4043 FAX56-4032)へ
[ホームページアドレス] http://www.city.joyo.kyoto.jp/



「住み慣れた地域で、誰もが安心して老後を過ごせるまちづくり」をめざして

増え続ける高齢者の介護を、社会全体で支える介護保険制度。制度が始まって15年が経過し、「介護保険事業計画」も第6期目(平成27年度から29年度の期間)となりました。この間、城陽市でも介護サービス基盤が充実してきました。これからも市では、介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで、尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、「高齢者の自立支援」と「持続可能な介護保険運営」をめざして介護保険サービスの充実に取り組みます。

平成27年度介護保険料

第1号被保険者(65歳以上の人)
(保険料額は、平成26年度と異なります)

第5期		第6期(平成27年度から平成29年度)			
段階	保険料額(年額:円)	段階	対象者	乗率	保険料額(年額:円)
第1段階	26,370	第1段階	・生活保護受給者 ・非課税世帯で、老齢福祉年金受給者 ・非課税世帯で、合計所得金額及び課税年金収入の合計額80万円以下	0.4	24,480
第2段階	27,830	第2段階	・非課税世帯で、合計所得金額及び課税年金収入の合計額120万円以下	0.625	38,240
第3段階	36,620	第3段階	・非課税世帯で、合計所得金額及び課税年金収入の合計額120万円超	0.7	42,830
第4段階	41,010	第4段階	・課税世帯で本人非課税、合計所得金額及び課税年金収入の合計額80万円以下	0.85	52,010
第5段階	49,800	第5段階	・課税世帯で本人非課税、合計所得金額及び課税年金収入の合計額80万円超	基準額	61,180 月額:5,098
第6段階	58,580 月額:4,881	第6段階	・本人課税で、合計所得金額125万円以下	1.125	68,830
第7段階	65,910	第7段階	・本人課税で、合計所得金額125万円超200万円未満	1.25	76,480
第8段階	73,230	第8段階	・本人課税で、合計所得金額200万円以上300万円未満	1.5	91,770
第9段階	87,870	第9段階	・本人課税で、合計所得金額300万円以上400万円未満	1.6	97,890
第10段階	93,730	第10段階	・本人課税で、合計所得金額400万円以上500万円未満	1.7	104,010
第11段階	99,590	第11段階	・本人課税で、合計所得金額500万円以上600万円未満	1.8	110,130
第12段階	105,450	第12段階	・本人課税で、合計所得金額600万円以上700万円未満	1.9	116,250
第13段階	111,310	第13段階	・本人課税で、合計所得金額700万円以上800万円未満	2.0	122,360
第14段階	117,160	第14段階	・本人課税で、合計所得金額800万円以上900万円未満	2.1	128,480
第15段階	123,020	第15段階	・本人課税で、合計所得金額900万円以上1,000万円未満	2.2	134,600
第16段階	128,880	第16段階	・本人課税で、合計所得金額1,000万円以上	2.3	140,720
第17段階	134,740				

◎合計所得金額とは、年金・給与・事業などの所得をすべて合算したものです
 ◎年金から天引きの人は、すでに4月と6月の年金から、平成26年度の保険料を基準に納めていただいています。前半(4月、6月、8月)と後半(10月、12月、2月)のおおのの保険料の合計額をできるだけ均等にするため、8月の保険料額で調整します。そのため8月の保険料額は他の月に比べて大幅に増額することがあります
 ◎保険料額は平成27年4月から平成28年3月までの1年間の金額です。日本年金機構などから送付される源泉徴収票は1月から12月までの金額のため、この保険料額と金額が異なります
 ◎第1段階は、城陽市介護保険条例の一部改正に伴う軽減措置後の金額。なお、軽減前の保険料額(年額)は、27,540円

介護保険のしくみ

介護保険は、支え合いの考えのもと共同して保険料を負担し、加齢による病気などにより介護が必要になった人に、介護サービスを提供するようにしています。40歳以上の人が被保険者として保険料を納め、介護や支援が必要であると認められれば、原則1割(平成27年8月から、一定以上所得のある人は2割※裏面参照)の負担で介護サ

サービスを利用することができます。

市の高齢者人口と介護度別要介護認定者数の推移

本市の高齢化率(総人口に対する65歳以上人口の割合)は、平成12年10月の13・8%(7人に1人)から、26年10月には29・6%(3人に1人)と、15ポイントの大幅な増加となっています。また認定者数も12年10月と26年10月を比べると2・322人増、2・9

第6期 介護保険事業計画の策定

戦後生まれのいわゆる「団塊の世代」のみならず、すべて75歳以上となり、介護が必要な高齢者が急速に増加する平成37年度を見据えた地域包括ケアシステムを構築するため、平成26年度に第6期目となる介護保険事業計画を策定しました。

平成27年度からの介護保険料について

市条例で65歳以上の人の平成27年度から29年度の介護保険料を決定しました。課税状況や所得金額により16段階に区分し、第5段階の61,180円(年額)が基準額となります。

が基準額となります。

低所得者に、より配慮した段階設定を行うために、これまでの第1段階と第2段階を統合し、17段階制から16段階制に改定しました。また今回の介護保険料は、第5期と比較して約4割上昇します。その主な要因は、高齢化の進展に伴う要介護認定者の増加などにより、介護給付費が上昇することなどがあげられます。

平成27年度介護保険制度改正の概要

平成27年度の介護保険制度改正は、団塊の世代がすべて75歳になる平成37年度に向け、介護保険料の負担をできるだけ適正な範囲に抑えつつ、持続可能な制度とし、引き続き、介護サービスの効率化・重点化に取り組んでいけるようにするものです。その主なものをご説明します。

◎介護保険の財源における負担割合の変更

第1号被保険者の保険料の負担割合は21%から22%に、第2号被保険者の保険料の負担割合は29%から28%に変わりました。

◎介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所基準の変更

介護老人福祉施設(地域密着型を含む)への新規入所者は、原則要介護3以上に限定されました。

※要介護1・2でも一定の基準に該当する場合には特例での入所が認められます

◎多床室の負担限度額の変更<下段表1参照>

負担限度額が320円から370円に変わりました。

※適用年月日が平成27年3月31日以前の日付になっている「介護保険負担限度額認定証」については、平成27年4月以降、変更前を変更後の負担限度額に読み替えます

◎一定以上所得者の利用者負担の見直し

一定以上所得者については、介護サービスと介護予防サービスの自己負担が、1割から2割に変わります。

これにともない、利用者の負担割合を示す証明書となる介護保険負担割合証を、要介護・要支援認定者全員に交付します。

※一定以上所得者とは…本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身280万円以上、2人以上世帯346万円以上の人

◎食費・居住費の軽減制度(負担限度額認定)の適用条件の変更

これまで市民税非課税世帯を対象としていましたが、以下の①②のいずれかに該当する場合は、軽減制度が受けられません。

- ①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が市民税課税
- ②住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える

◎高額介護サービス費の上限額の一部変更<下段表1参照>

現役並み所得者の区分が設けられます。

※現役並み所得者とは…同一世帯に市民税課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が単身383万円以上、2人以上520万円以上の人

平成27年4月から

平成27年8月から

介護サービスの利用について

介護サービスを利用するためには、市に要介護(要支援)認定申請をし、「介護や支援が必要な状態である」と認定を受ける必要があります。

申請は、市の窓口で本人やその家族が行いますが、申請に行くことができない場合は地域包括支援センターなどに代行してもらってください。

申請に当たっては、介護保険被保険者証(65歳未満の人は、健康保険証など)が必要で、申請後に、本人などへの聞き取り調査があります。また、本人の主治医に心身の状況について

日常生活に支障を感じ、デイサービスやヘルパーなどの介護サービスが必要と思われる時に、かかりつけの医師とも相談の上、要介護(要支援)認定の申請をします。

要介護1・2の人は地域包括支援センターへ、要介護1・5の人は居宅介護支援事業者へそれぞれ直接連絡してください。



保険料の減免や負担軽減制度

介護保険料の減免

市には、収入の少ない世帯のための保険料減免の制度があります。

減免を受けるには保険料段階が第2段階・第3段階の人で年間収入120万円以下、預貯金350万円以下、課税者の扶養を受けていないなどの条件があります。また、災害で家屋に1割以上の損害を受けたり、入院や失業などが原因で世帯収入が2分の1以下に減った場合などの減免の制度もあります。

食費・居住費(滞在費)の軽減 <表1参照>

介護保険3施設(特養、老健、療養型)への入所(院)やショートステイを利用する場合、食費や居住費(滞在費)は原則自己負担です。

金額は施設が定めますが、市民税非課税世帯の人に対して、その負担を軽減する制度です。

高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費

介護サービスを利用した場合、1割の自己負担額が一定の金額を超えるとその超えた分をお返しします。また、介護サービス費と医療費の

自己負担額が高額になった場合、介護サービス費と医療費のそれぞれの限度額を適用後、介護保険と医療保険の自己負担額をあわせた1年分(8月~翌年7月)を世帯ごとに合算し、限度額を超えた場合は、超えた分をお返しします。



保険料の減免や各負担軽減制度の適用を受けるには申請が必要です。各制度に関する手続きの方法や該当基準など、詳しくは高齢介護課へお問い合わせください。
問 同課介護保険係 ☎(56)4043

<表1> 介護サービスを利用した場合の自己負担

(施設に入所した場合や、ショートステイを利用した場合の負担限度額)

利用者負担段階		高額介護サービス費の上限(月額)		食費(日額)	居住費(日額)				
		平成27年7月まで	平成27年8月から		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室		多床室
							特養	老健・療養型	
第1段階	生活保護受給者	個人 15,000円 世帯 15,000円	個人 15,000円 世帯 15,000円	300円	820円	490円	320円	490円	0円
	市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	個人 15,000円 世帯 24,600円	個人 15,000円 世帯 24,600円						
第2段階	市民税非課税世帯で本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の人	世帯 24,600円	世帯 24,600円	390円	820円	490円	420円	490円	370円
第3段階	市民税非課税世帯で利用者負担第2段階以外の人	世帯 24,600円	世帯 24,600円	650円	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円
第4段階	市民税課税世帯の人	世帯 37,200円	世帯 37,200円	各施設などが決めた金額を払います					
	現役並み所得者	世帯 37,200円	世帯 44,400円						